

# 貧民にみる環境衛生政策の変容

## —排除論から包摶論へ—

牧野厚史

### 1. はじめに

明治期は、我が国の近代化の始まりであった。とりわけ都市の近代化は、環境衛生政策に象徴的に現われていた。これは、おそらく衛生的ということが、取りもなおさず近代的と判断される側面をもっていたからであろう<sup>1)</sup>。環境衛生政策は、下水道の整備や上水道などのハードの面の生活基盤整備が期待されたが<sup>2)</sup>他方、非衛生なのは貧民という「人間」や貧民部落という「地域社会」とみなされ、いわばソフトな面にも強く関心が払われた。本稿は、後者のソフトな面の環境衛生政策を

通じて、日本の近代化のスタートの段階での都市の近代化政策はどのようなものであったかを明らかにすることを目的としている。具体的には明治期において、既に大都市<sup>3)</sup>へと変貌していた神戸市の貧民政策を対象とする。

兵庫県と神戸市は当初、貧民の排除政策をうちだし、事実それを実行するのであるが、その実行後まもなく、具体的には明治35年には方針を変更し、貧民を排除するのではなく包摶するという180度の方針転換を行なう。常識的に考えれば、近代化の成果として貧民に対する差別観の軽減が貧民の包摶という転換を生ぜしめたと判断されようが、事実はそうではない<sup>4)</sup>。貧民觀の変化は、近代

- 1) 19世紀における世界的なコレラの流行が西欧諸国の衛生改革をうながす契機になったことはよく知られている。明治政府は、西欧の近代医学の摂取には早くから積極的であり、衛生もその一環であった。また対外的な視線を意識したうえで、民衆の生活の細部にわたって性の秩序などとともに規制が加えられていったという。(牟田1992, p. 220)
- 2) 明治期におけるコレラ流行が始まったのは明治10年のことである。この時期の防疫活動は、上水道や下水道というハード面での生活基盤整備よりも、隔離・遮断・清潔法などを中心に警察を投入した強権的な活動が先行し、人々の反発を買うことになった。これにたいして内務省衛生局はその場しのぎとして批判的であり、上水道や下水道などのハード面での環境整備を熱心に主張し、実際に各都市にその必要性を説いている。上水道は、民営水道が先行したヨーロッパ諸国とはことなり、当初から防疫を目標として政府・行政による經營が制度化され、明治20年にはじめて横浜に敷設された後、開港都市と大都市を中心に敷設されていくことになる。ここで取り上げる神戸市水道も、こうした水道の一つである。
- 3) 明治30年で約19万人の人口を有し、当時すでに全国で有数の大都市であった。
- 4) 貧民觀の変化あるいは貧困の認識といった社会問題の自覚は、一般に自由あるいは平等といった近代市民社会の価値規範を身につけた近代的な個人の自覚の変化に期待されてきた。というよりもその期待があったからこそ近代化にともなう近代的な個人の登場が望まれたのであろう。もちろん、この觀点に立つ代表的な研究者は、パターン変数の提唱者であるT・バーソンズである。日本の研究者のなかで、この立場を取る研究者の一人は富永健一である。富永には多数の近代化論に関する著書、論文があるが、ここでは近著『日本の近代化と社会変動—チュービング講義—』からみておこう。(富永1990, うち特に第一章及び二章)氏の近代化論の特徴は第一に、近代化とは産業化へとむかう構造変動であり、第二に、構造変動は人々の価値変動によって生じ、第三に価値変動は、非西欧世界の場合、西欧市民社会の価値が伝播し人々がこれを受容することである。と、大まかに3点にまとめられよう。この立場からは、貧困対策などの制度上の変化は、要するに西欧市民社会の価値を身に着けた個人の自覚の変化に帰着することは明らかであろう。ただ日本の貧困問題研究には、このタイプの議論はたいへん多い。例えは政府が「上からの文明開化を推進し、国民の下からの権利意識の発達を阻害した。」(遠藤1976, pp. 65~66)といった表現は、よく見ることができる。そこでは貧困対策の不可欠な要件として、近代市民社会の価値規範の一つとされる「権利意識」による問題の自覚を考えているからだろう。このように判断されたのは、おそらく戦前における我が国の貧困対策が、西欧諸国と比較してたいへん未整備なものであったことから、これをうまく説明するようにみえたからだといえる。しかし、近年の研究によれば、

的な人間が本来備えるべきと考えられる個人の自覚の変化というよりも環境的要因がその変化を促した。この環境的要因とは水と流行病であった。

この水と流行病というのは近代都市に限らず伝統的都市においても、常に都市の支配者を悩ませるものであった事実は、遠くヨーロッパの都市史にも頻繁に出てくるし、日本の平安京などにおいてもよく知られている。本稿の対象とした神戸市はもちろん近代都市であったから、水の問題は井戸から上水道への変遷の問題、流行病はコレラの問題となって現われる。次節以降で、この環境的要因がどのように作用しながら貧民（貧民部落）が排除され、その後包摂されていくのかを具体的に記述しよう。

## 2. スラムと貧民排除政策

本節の目的は、兵庫県と神戸市の実行した貧民排除政策の実施過程を記述することにある。しかし具体的な記述にはいるまえに、本稿の関心と記述の立場を明確にしておくことにしよう。

まず、この貧民排除政策がどのようなものであったのかをみておこう。

兵庫県と神戸市は明治32年、市街地中心部の木賃宿の市街地周辺部への再配置を決定、引き続いて同じく市街地中心部に立地する長屋の大規模な移転を計画している。この一連の政策によって取り扱いの対象とされた木賃宿や長屋は、全て市街地中心部の貧民部落に立地している。よってこの政策は、実質的に市街地中心部のスラムの撤去と

市街地周辺部への貧民の再配置をねらいとした政策であるといえよう。

ところでこのような市街地のスラムの排除は神戸市に限られた政策ではなく、コレラ流行が深刻な問題となつた当時の大都市で広く実行された政策であったことがすでに明かにされている<sup>5)</sup>。たとえば、東京都が実行した明治14年の神田橋本町の取り扱いや、明治19年、大阪府が実施した当時の大阪の代表的なスラム「長町」の移転などはよく知られている。それではこの貧民排除政策は、何をねらいとしていたのであろうか。

明治期の全国的なコレラの流行は明治10年の大流行にはじまり、以降明治10年代から20年代を中心とする大規模な流行を繰り返すことになる。このコレラ流行下の大都市では、貧民やスラムが非衛生と見なされ、防疫活動の重点目標とされたのみではなく、その市街地からの排除が主張された。この排除の主張は具体的には当時の医師や衛生家たちに有力であった「貧富分離」<sup>6)</sup>という考え方によることができる。

この「貧富分離」とは、貧民の排除によって都市における衛生上の効果をあげようとする発想である。つまり非衛生と見なされた貧民を市街地から遠ざけ、隔離することによって市街地での流行病の発生及び蔓延を防ぐことをねらいとする政策提起である。この発想が、実際の貧民排除政策とかかわりをもっていたことは、たとえば都市計画史研究者の石田頼房が東京府の政策について『『貧富分離論』の実践』（石田、1987, pp. 96）と述べているとおりである。

そのモデルとされた英國の世紀転換期におけるいわゆる「貧困の発見」による貧困認識の変化についても、近代的な個人が備えるとされる価値からする自覚の変化が先行したのではなく、現実に人々が見出したその時々の問題に対処する政策や提言という行為の意図せざる結果として、この事象を説明するのが一般的である。（毛利、1990、特に第二章）そしてその場合、その時期のスラムにたいするイメージから、その政策や提言を説明する研究が多くなっている。例えば、貧困認識の変化を導いたとして高く評価されるC. Boothの調査を当時のスラムのイメージとの関わりから再評価しようとする試み（安保、1987）などはその例であるといえよう。

5) 多数の文献が存在するが、東京については『日本近代都市計画の百年』（石田、1987）大阪については「治安・衛生・貧民——八八六年大阪の『市区改正』」（原田、1985）、『明治20年大阪における市区改正構想について——建野郷三による都市施設移転計画』（橋爪、1987）、京都については「京都における公衆衛生の行方—奠都千百年祭・内国勧業博覧会をめぐって」（小林、1990）をあげておく。

6) この環境衛生という観点からする「貧富分離」論は、東京における「市区改正」に際して、医師や衛生家たちによって主張された考えをさす。この「貧富分離」の内容については、前掲の『日本近代都市計画の百年』（石田、1987）のほか『明治の東京計画』（藤森、1982）などの著書が、都市計画とのかかわりで紹介している。しかし「貧富分離」という発想そのものは、歴史研究者の小林丈広が「東京における公衆衛生の行方—都千百年紀年祭・内国勧業博覧会をめぐって」（小林、1990）において紀年祭・博覧会に関わった医師たちの主張に、同様の発想の存在を指摘しているように、この時期の大都市においては一般的な考えであったと想定される。

以上のことから兵庫県と神戸市の実行した政策についても、行政側の認識として「貧富分離」による衛生上の効果が期待されていたと想定されよう。というのは、この貧民部落は非衛生であるとみなされ、流行病のたびに関心が払われた地域であり、神戸市でも明治20年前後から衛生を理由とした貧民排除の動きが存在したからである<sup>7)</sup>。当時の都市人によってこの政策が環境衛生政策として判断されたことはこのねらいを裏付けるものであるといえる<sup>8)</sup>。それではこの貧民政策を本稿がどのような視点でとらえるのかについて述べておくことにしよう。

### 記述の立場と関心の限定

明治32年に貧民の市街地中心部からの排除を決定したのは兵庫県と神戸市である。しかし一方この行政の動きにたいして、都市人の側も積極的に反応している。これは具体的には強い支持を投書として新聞に寄せるなどの具体的な行為としてあらわれている。

これは兵庫県と神戸市の貧民排除の決定が、単なる行政上の問題ではなく、都市人にとって自らの生活にかかわる重大な問題として実感されたためであろう。したがってこの貧民の市街地からの排除は、狭い意味での行政による決定というよりも、より広く都市人による貧民排除の意思決定とみなすことができる。

この都市人の貧民排除の動きの背景については、これまで神戸市の貧民政策を取り扱った研究においても様々な指摘がなされてきた。たとえば歴史研究者の布川弘は、住民の投書の内容などから条約改正からする市街地整備の動きをこの政策決定の「契機」として指摘している。(布川, 1988, pp. 91) 確かに、この時期には内地難居(条約改正)を控えて居留地の返還が日程にのぼっており、市街地整備への気運が高まっていた。そして

この時期の新聞などをみると市街地整備構想のなかで貧民の排除が主張されている。よってこのことは貧民排除の決定に重要な影響を与えたであろう。

しかし本稿では、この貧民排除の意思決定を人々による行為の選択という側面から考えたい。このように考えると問題となるのは実際に人々が排除という行為を選択する要因である。そしてこの要因として筆者はイメージが重要な役割をはたすと考える。つまり貧民やスラムに対する排他的なイメージの強まりから貧民排除の意思決定を考えるのである。

このように考えるとあらためて問題となってくるのは都市人の貧民やスラムのイメージである。このイメージとしては、具体的にはコレラ流行下の神戸市で形成されてきた貧民やスラムのイメージを想定している。

そこで、本稿ではこのイメージそのものに絞って、環境衛生政策におけるその社会的な機能を検討していこうと思う。それでは、スラムのイメージを具体的にみていくことにしよう。

### スラムのイメージ

神戸市の環境衛生政策においてスラムが取り上げられるとき、貧民部落という用語が使用されている。そこでこの用語について簡単にみておくことからはじめよう。

貧民部落という用語は、一般的に使用される場合には「いわゆるスラム的状況にある、不良住宅地区における過密居住の状態」を意味する。(安保, 1989, pp. 166) しかし被差別部落の歴史的呼称とのかかわりでこの言葉を検討した小島達雄(小島, 1990, pp. 82~85)によって、この貧民部落という用語は明治10年代の末に防疫関係者によって使用され、以後一般的に使用されるようになる「公用語」であることが明かにされてい

- 7) この点については安保則夫によって詳細に論じられている。安保は「市区の中央には『上中等人群』のみを配置し、『下等人群』は市外に放逐することによって『良民の社会』を作るという構想は、この時期の市区改正=都市計画の基本的戦略課題であった」として、明治19年のコレラ流行時における『神戸又新』の記事を詳細に検討し、この時期の新聞のなかで「この構想が明確に打ち出」されていることを指摘している。(安保, 1989, pp. 173~184)
- 8) 神戸新聞はこの木賃宿の取り扱いについて「從来風俗上衛生上人をして□□せしめたる古湊通の木賃宿は愈々客月限り立退を命じられた」と報じ、「當局者」の発言として「現在各所に散在せる裏長屋の如きは其醜□汚穢木賃宿の上を越す有様にして風俗上衛生上寒心すべきもの」があるから取締の強化が必要であるという意見を紹介している。(『神戸新聞』明治33年8月3日)

る<sup>9)</sup>。

これは貧民部落という用語がコレラの流行に対する環境衛生政策の過程で使用され始めたことをしめしている。というのは明治10年代の末にはコレラの流行が深刻な脅威となっており、その対処が環境衛生政策における最大の問題となっていたからである。事実神戸において貧民部落という用語で、環境衛生政策の重点目標としてスラムが取り上げられるようになるのは安保則夫の詳細な研究によれば、明治19年のコレラ流行時のことである。(安保, 1989, pp. 66)

したがって貧民部落という用語でとらえられたスラムのイメージは、コレラの流行下におけるスラムのイメージであることが予想されよう。

それでは、このスラムのイメージとはどのようなものであっただろうか。この点を整理・記述するため、当時の貧民部落のイメージを、その背景的知識と認知手段に応じて次のように分類して整理しておくこととする<sup>10)</sup>。

解釈に当たって使用される背景知識	主要な認知手段
A) 医学的な知識を背景としたもの	視覚
B) 観念連合を背景としたメタファー	象徴物
C) 日常的な知識を背景としたもの	視覚

さて以下ではまずその内容を説明し、そのあとで、この時期の貧民部落のイメージの特質を考えることにする。

まずA)から説明しよう。神戸市は明治23年にコレラ流行への対応の一つとして医師による巡回制度を導入した。これは市内をいくつかの区域に分け区域内を担当医師が巡回し、医師の視覚によって衛生上の「問題箇所」と判断された特定の地域を「貧民部落」とするものである。このように

医師からすれば医学的知識によって特定の地域を貧民部落として判断しているに過ぎない。

しかし実際に環境衛生政策の対象として貧民部落が組み込まれることは、貧民部落が単なる環境衛生政策上の行政用語にとどまることを意味しない。というのは流行病に対する防疫活動が、特定地域に集中することは、これをみる都市人のイメージのうえで容易に次のような逆転を引き起こしたからである。すなわち、その地域社会が貧民部落という何か特別な地域社会であるがゆえに非衛生であると見なされるという逆転である。

それは具体的にはB)のメタファー的な貧民観に見ることができる。その典型である新聞の「貧民窟探訪記事」にみよう。新聞の「貧民窟探訪記事」の特徴は、「貧民部落」という用語がメタファーであるという点にある。

この点は明治29年に『神戸又新』が掲載した『災後の細民国』という「貧民窟探訪記事」にみることができる。(『神戸又新』、明治29年9月20日) この記事が取り上げた地域は、上の行政用語の「貧民部落」の範囲と重なるものである。しかしその記事の内容は医学的な判断からする「貧民部落」とはまったくことなる。

この記事では冒頭「細民国の交際風習起居衣食住に至っては是又一種の別天地」と「地域社会」の社会的な異質性について述べ、その住居については「長屋と称せんよりも寧ろ豚小屋」などとしている。そしてその居住者については「彼等が此境遇に陥りて崇金の念を将来に及ぼしめざるものは大に原因のあるあり即ち飲酒、怠惰、賭博にして是れぞ彼等をして普通人の如き收入あるも尚且細民国を脱籍せしめざる魔物なる」などと論じている。

9) この「貧民部落」という用語が、明治期のコレラ流行下の神戸市におけるスラムをさす用語であること、そしてこの用語が当時の都市人のスラム観をあらわす用語であることをはじめて指摘したのは経済学研究者の安保則夫の研究『ミナト神戸コレラ・ペスト・スラム—社会的差別形成史の研究』(安保, 1989) である。この研究において安保は、貧民部落という用語に意味づけられた当時の都市人のスラム観を「良民社会」からする「まなざし」ととらえ、このスラムに対する「まなざし」の変容過程に近代の被差別部落に対する社会的差別の形成をよみとろうとしている。一方、小島達夫の研究「被差別部落の歴史的呼称の問題—『特種部落』・『特殊部落』の呼称をめぐって—」(小島, 1990) は、当時の資料に現在の被差別部落にあたる地域とスラムとを区別することなく使用されている事例が多数存在することに注目し、貧民部落という用語を被差別部落の歴史的呼称成立過程に位置付けようとした研究である。しかし本稿では論点を明確にするために、この点には立ちいらない。

10) このイメージの分類は嘉田由紀子の論議に学んだ。氏は「汚染」について認知手段と背景知識という観点から分類を試み、その一つに、メタファー的汚染をあげている。そこでは認知手段は象徴物であり、背景知識は観念連合であるという。(嘉田 1989, pp. 145~154)

これは A) の医学的知識を背景とした理念的な貧民部落の解釈とは大きく異なっている。記者はあらかじめ貧民部落を自らの属する社会とは異質な別世界（別天地）として排除したうえで、様々な事象＝認知手段（象徴物）によって貧民部落を解釈しようとしているといえよう。

これにたいして C) は、典型的には都市人の貧民追放を求める投書に見られる「意見」である。

これを日常的な知識としたのは、それが基本的に鳥越皓之の言う人々の意思決定基準と関わる三種の日常的な知識のうち通俗道德に当たると判断したからである。

この通俗道德について鳥越は次のように説明している。（鳥越, 1989, pp. 31~34）鳥越は「経験」を基盤とした生活意識の共有された観念世界を生活世界とし、この生活意識が生活の場における具体的な行為をおこなう際の判断の根拠となる知識として使用されるという。そしてこの知識を個人の体験知、生活常識、通俗道德の三種類に分類している。このうち「国家権力が創造した道徳」が通俗道德である。

この都市人の意見は、具体的に貧民の排除を主張しているので、その具体的な内容は次の貧民排除政策の実施プロセスにおいてまとめて検討することにする。

それでは、以上の三種の貧民部落のイメージの関係を考えておきたい。都市社会におけるスラムのイメージを形成するうえで、重要なのは新聞記事に代表される B) と投書に見られる C) であろう。特に B) は、その背後に読者である都市人の関心を意識して記述されるわけであるから、C) のイメージを反映すると同時に、C) のイメージに影響を与えるだろう。

ここでこの時期の都市人の「貧民部落」という言葉のイメージを特徴づけると次の 3 点にまとめられよう。第一は、新聞にみられるように都市人が貧民部落を「別天地」とし、貧民を自分の属する自界とは異なる他界に属するものとして区別していることである。そのうえで都市人にとっての様々なマイナス事象の指摘にみられるように貧民に対する排除の姿勢を強く打ち出している。第二

に、都市人の関心が市街地中心部の貧民ないし貧民部落に狭く限定されていること、第三に、後に投書にみるように貧民や貧民部落に対する評価が視覚などの直接的な感覚にもとづいていることである。以下、貧民排除政策のプロセスに、これを検討しよう。

### 貧民排除政策の実施過程

#### 一 市街地中心部の貧民部落

すでに触れたように、県と神戸市の行なった貧民排除政策には、強い都市人の支持が存在した。これは当時の都市社会に排他的な貧民觀が強まっていたことを予想させるものであることはさきに指摘した。

ところで、この投書については先行研究によれば、その貧民を排除する理由、つまり条約改正などとの関わりが注目されてきた。（布川, 1987, pp. 91）だが、ここでは投書に共通する特徴に注目したい。それは、この投書が全て<sup>11)</sup>市街地中心部の木賃宿の追放を強く主張していることである。具体的に見ることにしよう。例えば「市の中核にして繁華の中心点たるべき古湊通りに木賃宿などいう怪しき旅舎あって汚ろしきものの出入するは大に市の体面に関する旅舎は宜しく市の一隅に移転せしむるか将見苦しきものを断じて止宿せしめざるか何か一方取極むるは實に今日の急務たるを信ず」（『神戸又新』明治32年4月6日）といった投書である。

そこに見られるのは、単なる貧民排除政策の支持ではなく「汚ろし」などの貧民についてのたいへん激しい、そして直接的な視覚イメージからする排除の姿勢である。これは、C) の貧民觀が自分の視覚の及ぶ範囲の貧民を問題にしているからだと想定されよう。それでは、なぜこの時期の都市人の投書に激しい排除の姿勢が見られるのであるか。

この点を理解するためには、この時期の神戸市の環境衛生政策の過程で、衛生知識が都市人が備えるべき徳目の一つとして理解されはじめていたことを知る必要がある。たとえば『神戸開港三十年史』（明治31年）は当時の「市民」の「衛生知識」について次のように述べている。そこでは、今で

11) この投書とは、『神戸又新』明治32年4月6日、『神戸又新』明治32年7月18日、『神戸又新』明治33年5月23日の三通の投書である。

は「悪疫の恐るべき等は、確かに之を知り、一朝流行病の発生するや、戦々恐々として医師の忠告、其の筋の諭告等を順守」するようにはなったが日常的にはまだまだ不十分だ、と述べたうえで「細民に至りては、衛生の何たるかを知らず」(村田, 1888, pp. 542)と述べている。

よく知られているように、明治初頭のコレラ流行に対する防疫活動の過程では、強権的な防疫活動に対する反発が広くみられた。したがってこの指摘によれば、住民の衛生観にある変化が生じてきていることになろう。この衛生知識（衛生観）は、住民にとって行政からもたらされた知識であるという点で通俗道徳として理解することができる。そして住民自身の日常的な衛生が都市人として守るべき通俗道徳として受け入れられるとき、貧民という「人間」が非衛生としてあらためて問題とされるようになるのは容易に推測できることである。

しかもこの時期には、神戸市で我が国はじめてのペストの流行がみられ、人々に大きな衝撃を与えることになった。これはあらためて貧民部落に人々の関心をあつめ、貧民を排除しようとする排他的なイメージは急速に高まりを見せていくことになった<sup>12)</sup>。

例を挙げておこう。明治32年8月に県は木賃宿の市街地周辺部への再配置を決定していたが、その後、移転の対象となった木賃宿営業者からの延期願いが県に提出された。しかし、県はこの延期願いを「詮議すべきに限りならず」として即座に却下している。そして、この県の態度を支持する投書が新聞に寄せられている。そこでは「木賃宿の移転延期願に対し詮議の次第にあらずと却下せし知事の腕前感服々々。此の次には料理屋飲食店に等級を設け、何等以下は必ず一区域に限るとし、早々移転を命ずるようにして貰ひたい。左すれば各所に散在せる曖昧屋が無くなつて風紀取り締上にも大に便宜である。」(『神戸又新』明治33年5月23日)として県の態度を全面的に支持している。このように兵庫県と神戸市が貧民排除政策を、強力に押し進められた背景には都市人の貧民追放を要求する排他的な貧民観の強まりがあったといえよう。

けれども、これで貧民排除政策は終了したわけではなかった。この点を示しているのは警察が明治33年の夏に作成した長屋の移転リストである。そこでは追放すべき対象として市街地中心部に立地する数百戸にのぼる長屋が挙げられている。

以上、県・神戸市は、都市人の排他的な貧民観の高まりを利用して、一舉に市街地中心部の貧民部落を解体、追放しようとしたのであった。だが、それはやがて重大な問題を環境衛生政策になげかけるようになる。次節で検討する。

### 3. 貧民部落への給水問題

#### —市街地周辺部の貧民部落

前節では兵庫県と神戸市に貧民排除政策の決定を促した都市人の貧民部落のイメージについて検討した。本節の目的は、この都市人の貧民部落のイメージが水道というハード面での環境衛生政策によって変容していく過程を記述することにある。

兵庫県と神戸市が市街地中心部の貧民の排除を決定したのは、非衛生とされた貧民の排除が環境衛生政策として有効であると判断したからである。都市人は積極的にこの政策を要求・支持した。この都市人の動きは、この時期の貧民部落のイメージによるものであったことは容易に理解されよう。

しかし都市人の関心は、市街地中心部の貧民部落の排除から貧民の再配置先とされた市街地周辺部の貧民部落にむけられるようになる。この関心の変化は水の問題つまり井戸水から上水道への変遷の問題によるものである。以下、このプロセスを都市人の貧民部落のイメージを中心にみていくことにしよう。

#### 問題の発端

神戸市の水道は明治32年に仮給水を開始、翌33年には本給水を開始する。しかし水道が給水を開始したこの時点では、ハード面での環境衛生政策としての上水道とソフトな環境衛生政策としての貧民政策とは全く無関係であった。この貧民政策は排除した貧民を給水管も充分に敷設されていない市街地周辺部に再配置するものであったからで

12) この点については、安保則夫の詳細な研究がある。(安保, 1989, 特に第一章IV) 参照。

ある。それでは兵庫県と神戸市が貧民の再配置をはかったのは具体的にはどのような地域であっただろうか。

このとき兵庫県が撤去された市街地中心部の木賃宿の営業許可区域として指定したのは市の東端と西端に位置する二か所の被差別部落隣接地域であった。以下では、このうち市の東端の再配置先とされた新川を中心に記述を行なうことにする。

それでは都市人の関心が市街地周辺部の新川に向かっていく過程はどのようなものであったかを新聞でみることにしよう。

『神戸又新』は明治34年8月に『神戸の貧民窟』と題した「貧民窟探訪記事」を掲載する。(『神戸又新』明治34年8月28~31日) この記事では貧民の再配置先とされた新川について「下層には実に驚くべき貧民窟があるが是を知らぬものが多いから其状態を書いてみよう。」という興味本位の書き出しで始めている。この書き出しからうかがわれるよう、この記事は読者にたいして問題提起しようとするものではなかった。しかし『神戸又新』はその直後、『貧民部落の給水』と題して次のような記事を掲載する。

「当市貧民部落給水の件を近日開会の市会へ提議する筈なり其要は市内葺合村字新川に在る俗に日家賃長屋と称する戸数四百六十五戸、居住人員一千六百余人の貧民窟なるが同長屋に居住せるものは総て労働の日稼人にして辛うじて其日々々の口を糊し居るものなり然るに同所は飲用水質不良にして殊に悪水井水に浸透し到底飲料に供すべきものにあらざるも彼等は生活上の困難なる為め飲料水の良否を問ふに暇なく悩として之を用ひつつあるは衛生上實に恐るべきとなれば斯る部落に向けて良水を供するは悪疫予防の最急務たり依りて給水規則第四十四条に基き給水料を減じ一ヶ月一戸(人員の多少を論ぜず)の給水料は共用栓給水料第四等の十分の一を徴して水道良水を給せんとするに在り」(『神戸又新』明治34年9月3日)

上に共用栓と述べているのは、神戸市が路傍に設置する公設の共同水栓のことである。

ここで、注意しておかなければならないのは、まず、この記事が井戸の水すなわち「悪水」という象徴物で貧民部落の問題を提起していることである。すでに第一節で、新聞にみられる貧民部落の

イメージは、B) のメタファー的貧民觀であることは指摘したが、この記事で記者は水という象徴物で貧民部落の非衛生というイメージをとらえたのである。この水の問題は都市人の貧民部落のイメージにたいしてどのような効果をもたらすであろうか。これについては次の二点が予想されよう。

まず第一に、記事は市街地周辺部の貧民部落の「衛生上實に恐るべき」状態について、都市人の注意を喚起するものとなっている。これは記事が人々の直接的な視覚に触れない市街地周辺部の貧民部落を、井戸水=悪水という象徴物によって流行病の問題と結びつけたことによる。つまりあたかも市街地周辺部の貧民部落が神戸市全体の流行病の発生地であり、恐怖の場所であるかの印象を都市人に提起してみせたからである。当時の都市人の貧民部落のイメージのもとで、この提起がいかに説得力をもつ主張であったかについてはあらためて述べる必要はなかろう。

第二に、この記事は単に市街地周辺部の貧民部落の非衛生なイメージを強調したばかりではなく、具体的な政策提起をねらったものである。これは記事が「斯る部落に向て良水を供するは悪疫予防の最急務たり」と、貧民部落への給水問題を提起していることにみることができる。すなわち市街地周辺部の貧民部落の非衛生というイメージの強調によって都市人の貧民部落のイメージに訴えかけ、貧民部落への給水の重要性を広く都市人に提起しようとしたといえる。

以上のことから、水の問題をめぐってこの時期に都市人の関心が市街地中心部の貧民部落から市街地周辺部の貧民部落に向けられるようになったことは理解されよう。しかもこの変化は単なる関心の変化ではなく貧民部落のイメージの変化を伴うものであったことが予想される。というのはこの市街地周辺部の貧民部落のイメージは都市人の直接的な視覚ではなく水という象徴物によって認知されたイメージだからである。しかしこの点を理解するためには、都市人が水の問題、すなわち井戸から水道への変遷の問題をどのように受け止めていたのかを知る必要があるだろう。次にこの点を検討しよう。

### 水と流行病

水と流行病のかかわりは、明治期の都市の環境

衛生政策では、当初から問題とされたことであった。神戸においても、コレラの流行のたびに井戸水が衛生という観点から問題とされ、上水道の敷設が行政上の重要課題とされた。しかし水道が給水を開始すると、その初期においては給水申込み者が少なく、衛生という観点からはもちろん財政という観点からも大きな問題となった。

神戸市や新聞は、水道普及がすすまない理由として、都市人が「衛生知識」を欠いており水道敷設後も井戸水の使用をやめないと認識していた。そこで給水普及奨励策は、何よりも井戸水を追放していくとする側面に力が注がれることになった。行政によって「水道水」の安全性と「井戸水」の「不潔」「危険性」を訴えるキャンペーンが衛生組合はもちろん市を上げて展開されることになったのである。

ところでこの行政側のキャンペーンが進められていく過程で、新聞には都市人の給水普及を求める投書が数多く寄せられている。このような投書がよせられた理由は、当時は水道条例の規定で家主が水道を引くことになっていたことなど、人々に十分に水道水がゆきわたらない条件があったためである。したがってその内容は借家人が家主に給水を求めるものとなっている。そこで、この投書を見てがかりとして当時の人々の水の問題についての考えをみることにしよう。

### 水についての都市人の考え方

まず投書のなかで人々が家主にたいして給水を求める理由をみるとしよう。そこで取り上げられているのは井戸水の悪化と、そこから連想される病気への不安である。これはたとえば「貧乏長屋に住むするものは辛い事で知りつつ身体を損ないます」(『神戸又新』明治34年12月29日)といった表現で、水と様々な病気への不安が語られていることにみることができる。

また次の投書は井戸水に由来する病気への不安を、流行病への不安として表現している。「衛生に心掛けあるものは各自に飲用し居れども無頓着な奴は飯の色が変わっているに平氣でいる呆れて物が言えない(中略)昨今の様日々暖気に向こうて来ると先が恐ろしい一朝伝染病の侵入せんか枯草の暴風になぎ倒さるる如くなるであろう何とか権

でもって以て早く水道を引かさねばなるまい」(『神戸又新』明治35年3月23日)といった投書の内容に、この点をうかがうことができよう。

投書の多くが井戸水と病気との関わりを取り上げているのは、それが水道給水を家主に要求する理由として説得力をもつと判断されたからだろう。その背景としてはこの時期の都市人の間で井戸水は水道水に比べ非衛生であり病気をもたらすという考えが一般化していたことが予想される。これはたとえば「風呂屋に水道良水引用と筆太に書いて居るが其実井戸の水で余り奇麗でもない瞞着も亦甚だしい」(『神戸又新』明治34年11月13日)といった投書に読み取ることができる。

この水についての都市人の考えは、井戸水から上水道への変遷に対応して生じてきたものである。これは一見するとたいへん些細なことに見えるが、この井戸水への感受性の変化が意味するところは貧民部落のイメージを理解するうえで重大である。なぜなら井戸水を病気とむすびつけ非衛生とみなす考えが広く共有され、実際に井戸水から水道水への変遷が都市人の関心を集めているという状況のもとでは、「悪水」=井戸水という象徴物によってとらえられた市街地周辺部の貧民部落の非衛生なイメージは、流行病とかかわる現実的な問題として都市人に実感されることになったからである。これを実際の都市人の動きにみておこう。

### 貧民部落のリアリティー

この時期、井戸水から水道水への環境改変に直面した都市人の間では、衛生という観点から水道水への関心が高まる一方、井戸水を「不潔」とみなす感受性が定着しつつあった。『神戸又新』は、この状況のもとで市街地周辺部の貧民部落にほとんど水道水が給水されていないという事実を、流行病への恐怖とむすびつけ「衛生上實に恐るべき状態」として報道した。

この流行病と貧民部落への給水との関わりが、当時の都市人にとっていかにリアリティーをもつ問題として実感されたかは12月に行なわれた市会の論議<sup>13)</sup>にみることができる。そこで議員たちは貧民部落への給水問題を井戸水を使用し「悪疫ノ発生ヲ促ス」貧民部落への対応策として論じてい

13) この市会での論議は、『神戸市会史』第1巻、pp. 603~605に掲載されている当時の市会の議事録によった。

る。

この問題は、記事にあるように「新川ノ一部」に対する給水問題として取り上げられ、市は新川の一部に限っての例外的な措置として給水実施を決定する。しかしこの論議の過程で、議員たちが貧民部落に対する水道料金の全廃や市内のすべての貧民部落にたいする給水を求めたことは、この問題の深刻な衝撃をものがたるものである。すなわち水の問題と貧民部落の非衛生というイメージが流行病への恐れを介して結び付くことでこれまで形成されてきた貧民部落への排他的なイメージが一段と増幅し始めたのである。

この過程は人々が水道というハード面での環境衛生政策によって貧民部落のイメージを再解釈しはじめたことを示している。つまり都市人のスラムのイメージは今や水の問題をかいして市内すべての貧民部落へとむけられていくことになったのである。しかしこの問題が都市人の間で重大な問題とされ、本格的な論議がはじまるのは明治35年のコレラ流行によってである。次節で検討しよう。

#### 4. 環境衛生政策の変容

##### —排除論から包摶論へ

この時期、明治35年には、神戸市では再びコレラが流行する。このコレラ流行下の貧民政策を検討するのが本節の課題である。

これまで兵庫県と神戸市が行なってきた貧民政策を考えれば、コレラの流行という環境的要因は、都市人の貧民部落の非衛生というイメージを媒介として貧民排除政策の強化をもたらすことが考えられよう。なぜならこの時期、貧民部落のイメージは増幅しつつあったからである。

前節で詳しくみたように、貧民部落への給水問題においては、井戸水＝「悪水」という象徴物と貧民部落の非衛生というイメージが流行病への恐怖を介して結び付けられ、あたかも貧民部落が伝染病の病原地であるかのように主張された。これは都市人に市街地周辺部の貧民部落への関心を喚起し、貧民部落の非衛生というイメージを増幅するものである。よってコレラの流行が、都市人に貧民の排除の強化を促したことは充分予想される

ところである。

しかし結果を先取りしていえば、兵庫県と神戸市の政策は、このコレラ流行によって貧民の排除から包摶へと転換することになる。この過程を理解するうえで重要なポイントは、都市人の貧民部落のイメージが上水道というハード面の環境衛生政策と結び付けられたことにある。以下、このことがどのようにソフト面での環境衛生政策としての貧民政策を変容させていくのかを説明していく。

##### コレラの流行

明治35年のコレラ流行は、6月に流行が始まってから12月に終息するまでに、600名の死亡者をだすことになった。コレラ流行が警告され、その流行が目前に迫った6月1日、新聞は『生命の短縮(水道と井戸)』というセンセーショナルな見出しの社説を掲載している。社説では「全戸全人口をして悉く水道を使用せしむる様勧告し或は又使用料支出に堪へざる程の貧民には相当の方法を設くべきは市の責任なり」と論じられている。(『神戸又新』明治35年6月1日)

この時期、前節で見たように貧民部落に水道は、いまだほとんど普及していなかった。よってこの記事の論調からは、コレラ流行が現実のものとなったとき、コレラ流行と貧民部落の存在を結び付ける貧民部落への排他的なイメージのさらなる先鋭化が予想されるところである。

実際に、『神戸又新』はコレラ流行のさなかであった9月、神戸市のコレラ流行とスラムとの関わりを調査し、その結果を『当市の虎列刺』と題して数回にわたり掲載している。そこでは、実際にはスラムにコレラ流行がそれほど見られないことに次のような解釈を下している。つまり「昨今の病況は市内各部とも比較的貧民窟に患者の少なきは住居の不潔と劣等の生活が虎疫との関係につき稍や疑はしき限りなれど彼等は常に粗食、不潔に馴れて病菌に冒さるる事少なきものあらんか」というのである。(『神戸又新』明治35年9月16日)この点に、スラムに対する排他的なイメージの強まりを見ることがある。

だが意外なことに『神戸又新』は、コレラ流行が終了した12月、次のような記事を掲載している。これは神戸市が実施した水道料金値上げの理

由を説明した記事である。「水料値上げに就て最も苦痛を感じるは中等以下の市民（中等以下と云ふは軽蔑の意にあらず生活の中等以下を指す）殊に貧民なるが是等は多くは共用栓使用者なり…（中略）…共用栓水料は従来通り据置くことに為り居る故決して中等以下の市民に苦痛を与へ又其健康を傷なふ如きなかるべし水料問題の如きも社会問題の一部にて社会問題は貧民の生活を高めんとするが其骨子なれば今回の値上問題の如き中等以下には同情を表せる者なれば社会問題の方面より觀察するも非難すべき点なかるべしと信ず只我輩は更に進んで水料収入の漸次増加するに従て貧民には無料飲用を許すに至らんとを希望するなり」としている。（『神戸又新』明治35年12月22日）

ここでは貧民を「市民」と呼び、しかも「軽蔑の意にあらず」などと、これまでの貧民にたいする姿勢とは打ってかわった表現をしている。このように激しい貧民觀の振幅はなぜ生じてくるのだろうか、ということを問題提起しつつ、以下ではこのコレラの流行についての都市人の考えをみておくことにしよう。

### コレラ流行についての都市人の考え方

まず神戸市の防疫行政に協力しつつあった医師たちの考え方を見ておこう。そのポイントは、水と貧民部落との関わりにある。例えば、次の「専務市医」の談話に（『神戸又新』明治35年10月4日）みられるような医師たちの判断である。そこでは「用水と該病とは実に密接なる関係を有するものなり、水道及下水の完全なる都會には未だ嘗て虎列刺病発生の声を聞かず水道と下水道の完備は最好の虎列刺病予防法なり」と述べ「河水井水」が、流行病の原因となるとしている。それでは水道がすでに敷設された神戸市においてはどうであろうか。なぜコレラの流行がくいとめられなかったのだろうか。

そこに問題として提起されたのが「貧民部落」への給水問題である。この点について彼は次のように述べている。「茲に恨むべきは貧民部落の多くが未だ水道敷設の恩恵を蒙らざると是なり」として「市の急務として一日も早く水道の恩恵を此部落に迄及ばさんとを希望す」と述べることでこの談話をしめくくっている。要するにスラムに水道が行き渡っていないことがコレラ流行の原因と

判断し、よってスラムに水道を引くべきである、という意見である。

もちろん、これが医師のみの判断にとどまれば、さほどの影響力を持つことはなかったであろう。しかし、この時期にはさきに見た新聞はもちろん都市人の間からも市街地全域に水道の普及を求める意見が提出されたのである。これは具体的には「水道の上水を引用しているのは目下全市の半にも達すまい其他は不潔の井水を飲料に供しているのだ免疫注射を励行すると同時此際各戸に就て井水の実地検査を執行して其水質許でなく其井戸の構造より周囲の状体をも心切に査察すべし固よりお役目的では何にもならん」（『神戸又新』明治35年8月30日）あるいは、「該病者は比較的に水道水を飲用している者に少ないとふから此際不残井戸を埋めて禍根を絶って貰ひたい」といった投書にみることができる。（『神戸又新』明治35年9月9日）

この投書が、さきに見た井戸水から上水道への変遷の問題を背景としていることは容易に理解されよう。すなわち水道が普及しないことは流行病の危険が常につきまとうことでもある。この流行病への恐怖が都市人の環境衛生政策にたいする関心を都市全体に広げていくのである。それでは、このようなスラムへの給水を主張する都市人の意見にたいして、市はどのように対応したであろうか。

### 環境衛生政策の変容

この年、神戸市はコレラ流行が始まるまえに春季清潔法と称して全市にわたって清潔法を実施している。これは衛生組合を実施主体として行なわれたものであるが、貧民部落については市役所直轄で実行された。ただこの清潔法は、すでに以前から環境衛生政策として実施されてきたものであり目新しいものではなかった。

しかし6月にコレラの流行が始まると、神戸市はあらためてスラムへの給水問題に直面することになった。コレラ流行によって市がスラムへの給水を求める都市人の判断や意見に対応を迫られたことになったからである。

これはコレラ患者が続発しつつあった9月、県知事によってなされた神戸市長に対するスラムへの給水の「訓令」にみることができる。この「訓

令」とその結果について『神戸又新』は次のように報じている。「当市の虎列刺は水道水飲用者に少なきは事実明かなるを以て此際細民部落に対し水道共用栓を設置し給水方を取計らふべき旨知事より市長に訓令ありたるに付市役所衛生課にては市内三警察署へ照会の上給水必要の場所を取調べ直に給水を実行する事とし鉄管未設の箇所に対しては其方法を考へ漸次給水するといふ』」(『神戸又新』明治35年9月18日 ※下線は筆者)

市は、この「訓令」をうけて、直ちに調査を実施している。しかしこれは、実は県や神戸市の行なってきたいわばソフトな環境衛生政策としての貧民政策に重要な変化をもたらすものであった。それはなぜであろうか。この点を次に見ることにしよう。

#### ハードシステムとしての水道—貧民政策の旋回

先の資料で「鉄管未設の箇所」が問題とされているように、水道は給水管が水源から分流しながら、それぞれの末端までつながっていて、はじめて給水が可能になるという性質をもつ。この点に水道というハードシステムの特徴がある。

図1は明治32年、神戸市の水道が給水を開始した当時の給水管の配管図である。これをみると神戸市の給水管の敷設されている地域は市域よりもかなり狭く、ほぼ当時の市街地の広がりと対応し

ている。しかもその配管の状況は市街地中心部ほど密であり市街地周辺部ほどまばらになっている。それではこの水道というハードのシステムの現状と貧民政策とのかかわりを考えてみることにしよう。

まず明治32年に兵庫県と神戸市が実行した貧民排除政策をふりかえってみよう。この政策は、市街地中心部の貧民を排除し、市街地の東端と西端の二か所に再配置をはかるものであった。この貧民が再配置された地域を神戸市水道の配管図からみると市の西端(A)には給水管の敷設がなく、市の東端(B)には二本の給水管が敷設されているのみである。よってこの時期の貧民排除政策は結果として貧民を水道というハードのシステムから排除することになった。

この事態は、この時期には貧民部落への給水が都市人によって問題とは認知されていなかったことと照応している。つまりハード面での環境衛生政策とソフトな環境衛生政策とは、この時期には別個の政策として実行されていたのである。しかしやがてこの相互に無関係であったソフトとハードの二つの環境衛生政策は、都市人の流行病の恐怖を媒介としてむすびつくことになる。

コレラの流行下では貧民部落への給水が都市人によって主張されるようになる。この主張を促し

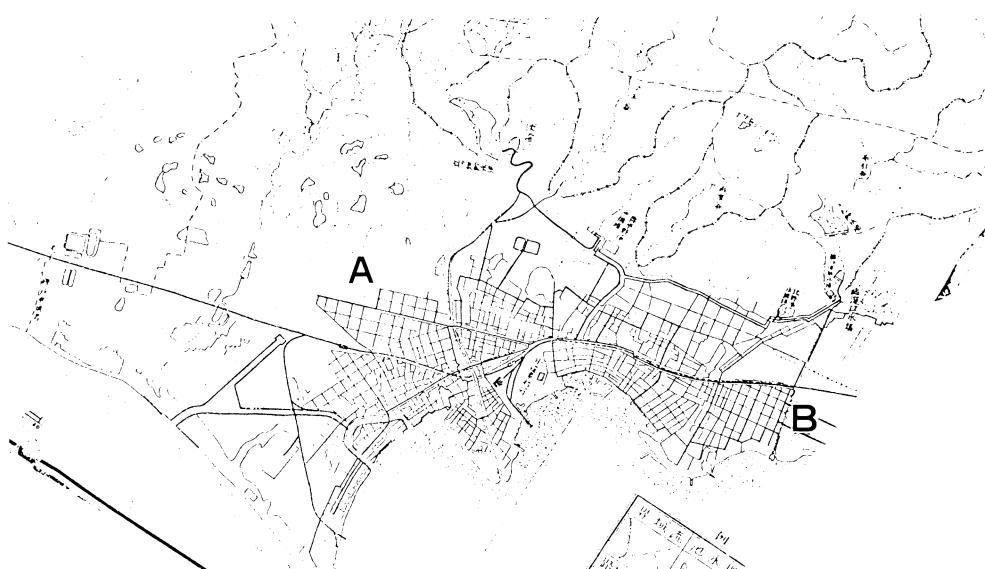


図1 神戸市水道の配管図

出典『神戸市水道略史』(神戸市水道事務所発行、明治33年)

たのは井戸水から上水道への変遷という環境改変を背景とした貧民部落のイメージである。このイメージは、それまでにあった貧民部落の非衛生というイメージと水の問題とが都市人の流行病への恐怖を介して結び付けられることによって形成されたイメージであった。よって都市人はこのイメージによって、スラムへの給水を強く主張することになったのである。しかし、このことは水道のハードシステムとしての性格を考えるとき、貧民政策にどのような結果をもたらすであろうか。

具体的な資料からみておこう。コレラが終了した明治35年、『神戸又新』は『虎疫終息後の衛生法』として次のような社説を掲載している。(『神戸又新』(明治35年12月9日) そこでは、「虎列刺病の特発するも伝染するも是等貧民窟が其中心となるものなれば該病を根本的に途絶」するためにはこれを「退治」しなければならない、としている。ここには貧民にたいする排他的な姿勢を読み取ることができる。しかし、にもかかわらずこの記事は貧民排除政策を主張したものではない。

続けて『神戸又新』は次のように述べている。「然れども是れ至難の事たり貧民生計の状態を一朝にして高騰せしむるは魔術師の外能く成すところに非ず」だから、まずは「梢完全なる予防法として衛生法を励行し又出来得べき丈け廉価を以て否寧ろ無代価を以て貧民窟にも水道の恩恵を蒙らしめ尚下水工事を施して有毒なる汚穢物を排除するの策を講ぜざる可らず」としている。そして市にたいしては「当局者が衛生法を励行し上水下水等の恩恵を普く貧民に迄蒙らしむるが如く計画せざる可らず平生に於て衛生法を励行せば流行し来るに於て俄に騒ぎ立つる如きは当局者の不注意を責めざるをえず」とこれを厳しく批判するのである。

まとめよう。ここで述べられていることは、要するに貧民を水道というハードのシステムの内部に留めねばならなくなつたということにほかならない。すなわちハードシステムが、もはや排除の論理の選択を許さないのである。ここに本節の冒頭で提示した貧民觀が激しい振幅を示している理由は容易に理解されよう。

すなわち一たび貧民をハードシステム内部に包

摂すれば、それに見あう貧民觀を要求するのである。これが貧民を「中等以下の市民」として都市人に包摂しようとする主張である。この主張がハードシステムの要求する論理に照應するものであったことはあきらかである。

## 5. 結論

近代とは近代市民社会の人間像を期待している。そして、多くの都市研究も、近代市民社会の生み出した個人の自由や平等の権利を普遍的な価値とおき、その理念の解釈と実質化に近代市民社会のダイナミズムを見ようとしてきた。

ただ、我が国の明治の都市人の動きは、限られた事例ではあるが、既に見たように必ずしも平等という論理で貧民に接したのではなく、他の要因によって都市のなかに貧民を最終的には受け入れることになった。都市には流行病は常に発生する可能性があり、それを防ぐためには貧民にさえも、上水道を与えることにならなければならない。

上水道は、そのハードのシステムとして、水道の管渠は線としてつながっていなければならず、結果として、そのハードのシステムの内部に貧民をとどめなければならなくなつたのである。ハードシステムが排除の論理を許さず、包摂の論理を選ばせたのである。そしてひとたび包摂したならば、それに見あう貧民觀が要求され、既に見たように、貧民にたいして「中等以下の市民」という表現を与えることになったのである。

よって、ここでのべることは、都市人の内部意識変革としての貧民包摂ではなく、ハードシステムがそれを要求し、それに見あつた貧民觀がそれをおいかけるように成立したのである。それゆえ、いわば、この包摂論は表面的包摂論であり、都市人の意識を本質的に変えるものであったとは判断し難い。これ以降も長らく、貧民部落に限らず他の地域集団に対しても、包摂しつつも都市地域内部において厳然とした地域差別を政策として許すことになったのも故なしとはしない。

## 《文献》

牟田和恵「戦略としての女一大正期の女の言説を巡って  
—」『思想』No. 812、1992年、岩波書店

- 富永健一『日本の近代化と社会変動—チュービンゲン講義』講談社学術文庫、1990年、講談社
- 遠藤滋「現代日本の福祉政策」『社会福祉学を学ぶ—権利としての社会福祉』小川利夫・高島進・高野史郎編 有斐閣選書、1976年、有斐閣
- 毛利建三『イギリス福祉国家の研究』、1990年、東京大学出版
- 安保則夫「イギリスにおける貧困認識の旋回—『ロンドンの見捨てられた人々の悲痛な叫び』をめぐって—」、『経済学論究』第41卷第2号、1987年7月
- 石田頼房『日本近代都市計画の百年』、1987年、自治体研究社
- 原田敬一「治安・衛生・貧民—一八八六年大阪の『市区改正』」『待兼山論叢』(史学篇) 第19号、1985年12月
- 橋爪紳也「明治20年大阪における市区改正構想について—建野郷三による都市施設移転計画—」日本都市計画学会『都市計画』別冊、1987年度学術論文集、第22号
- 藤森照信『明治の東京計画』1982年、岩波書店
- 小林丈広「京都における公衆衛生の行方—奠都千百年紀念祭・内国勧業博覧会をめぐって—」、『京都市歴史資料館紀要』第7号、1990年
- 布川弘「資本主義確立期の都市下層と部落—神戸『新川』を中心に—」『部落問題研究』第95号、1988年、8月、部落問題研究所
- 安保則夫『ミナト神戸コレラ・ペスト・スマム—社会的差別形成史の研究』1989年、学芸出版社
- 小島達夫「被差別部落の歴史的呼称の問題—『特種部落』・『特殊部落』の呼称をめぐって—」『ひょうご部落解放』Vol. 39、1990年6月
- 鳥越皓之「経験と生活環境主義」『環境問題の社会理論—生活環境主義の立場から—』鳥越皓之編、1989年、御茶の水書房
- 嘉田由紀子「環境認識と生活者の意思決定」『環境問題の社会理論—生活環境主義の立場から—』鳥越皓之編、1989年、御茶の水書房
- ※『神戸又新』とは『神戸又新日報』のこと。なおこの新聞資料は神戸市中央図書館のマイクロフィルムを使用した。